



Title	目で見るWHO 第55号 事務局だより・奥付等
Author(s)	
Citation	目で見るWHO. 2014, 55, p. 23
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/86698">https://hdl.handle.net/11094/86698</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

●公益社団法人 日本 WHO 協会 事務局だより

グローバル化が急速に進む中で、将来の地球を背負う日本の若い人たちに、世界の保健医療の場で活躍されることを希望しております。

jaih-sの人達との共催企画事業を行い、WHOのインターシップの制度に採用された方に少額の経済的支援を行っております。


皆さまのご支援を得て、これらの事業を伸ばしていきたいと思っております。


# WHO への人的貢献を推進しよう

<p><b>新居合同税理士事務所</b> 代表税理士 新居 誠一郎</p> <p>〒546-0002 大阪市東住吉区杭全1-15-18 Tel 06-6714-8222 Fax 06-6714-8090</p>	<p><b>岩本法律事務所</b> 弁護士 岩本 洋子 弁護士 藤田 温香</p> <p>〒541-0041 大阪市中央区北浜2-1-19-901 サンメゾン北浜ラヴィッサ9F Tel 06-6209-8103 Fax 06-6209-8106</p>
<p><b>医療法人 光陽会 小森内科</b> 院長 小森 忠光</p> <p>〒558-0011 大阪市住吉区菟田7丁目11番10号 平元ハイツ 1F Tel 06-6696-1171 Fax 06-6696-1173</p>	<p><b>塩野義製薬株式会社</b> 代表取締役社長 手代木 功</p> <p>〒541-0045 大阪市中央区道修町3丁目1番8号 電話 06-6202-2161 FAX 06-6229-9596 URL: <a href="http://www.shionogi.co.jp/">http://www.shionogi.co.jp/</a></p>
<p><b>株式会社 プロアシスト</b> 代表取締役 生駒 京子</p> <p>〒541-0043 大阪市中央区高麗橋2-3-9 星和高麗橋ビル1F Tel 06-6231-7230 Fax 06-6231-7261</p>	<p><b>日本ポリグル株式会社</b> 代表取締役 小田 節子</p> <p>〒540-0013 大阪市中央区内久宝寺町4-2-9 Tel 06-6761-5550 Fax 06-6761-5572</p>




金鳥の蚊取線香





**金鳥の蚊取線香【世界初の除虫菊を含む蚊取線香】が  
「重要科学技術史資料(未来技術遺産)」に登録されました**  
(国立科学博物館による登録)

創業者 上山英一郎は、世界初の蚊取線香を 1890(明治23)年に発明。  
蚊取線香は世界中に輸出され、マラリア等 蚊が媒介する疾病の予防に大きく貢献し、  
人々の健康を増進し、現在でも広く用いられています。



## ●第4回jaih-s共同企画フォーラム開催のおしらせ

日本国際保健医療学会学生部会(jaih-s)との共催企画を開催いたします。国際保健医療分野での活躍を目指す皆様のご参加をお待ちしております。

# 紛争概論×少年兵のメンタルヘルス ～紛争の終とは～

◆日時 **2014年9月27日(土)** 12:15～17:15(懇親会 18:00～20:00)

◆会場 **大阪市立大学文化交流センターホール**

(<http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/academics/institution/bunko/index.html>)

◆講師 講義1 **小野 圭司** 先生 (防衛省防衛研究所 社会・経済研究室長)

講義2 **小川 真吾** 先生 (特定非営利活動法人テラ・ルネッサンス)

◆参加人数 **120名** (専門学生、大学生、大学院生、社会人)

◆参加費 **500円**(懇親会参加される方は別途3000円を予定)

◆申込み方法 **jaih-sHP上のフォームにご記入の上お申し込み下さい。**

(<http://www.jaih-s.net/modules/eguide/event.php?eid=140>)

お問い合わせは、[knowledge@jaih-s.net](mailto:knowledge@jaih-s.net)まで【(公社)日本WHO協会×jaih-s企画】と明記の上  
ご連絡ください。

私たちが勉強や仕事に打ち込んでいる丁度その時に、親と引き離され、人殺しを覚えさせられている子どもたちがいることをご存知の方も多いのではなからうか。少年兵として武器を握らされている子どもたちの数は未だ世界に25万人以上、この数には非戦闘員の少年兵も含まれている。

今年で4回目を迎える本共催企画では、『紛争概論』と紛争における『少年兵のメンタルヘルス』について講師の先生よりお話頂く。講義1『紛争概論』では、防衛省防衛研究所から小野圭司先生に社会学的視点から見た世界で起きている紛争の現在と復興について学び、続く講義2『少年兵のメンタルヘルス』では、カンボジア・ラオス・ウガンダ等の地域にて少年兵の社会復帰を支援されている特定非営利活動法人テラ・ルネッサンスより小川真吾先生からお話頂く。

今回の主役である`少年兵`は被害者であると同時に、人を殺したという点においては加害者とも言える。中には自分の親を殺すよう指示され、逆らえば自分が殺されるという恐怖に怯え我を忘れて親を殺める子ども達や、大人たちの欲の為に劣悪な環境で重労働を強いられる子ども達も多くいる。彼らは運良く生きて帰ってきたとしても、地域住民からは`人殺し`というレッテルを貼られる。また、少年兵の数には決して男子だけではなく、誘拐され性的虐待を強いられている幼い少女たちも含まれている。終戦後彼らの心に残る傷やトラウマは私達には到底想像できないが、彼らが改めて教育を受け社会に戻ろうとするときの関わり方を考えることならばできるだろう。胸が痛む事実を踏まえワークショップでは、`真の紛争の終とは`といった正解のない疑問に挑む。果たして銃声の消えた時が紛争の終であるのか、子どもの心に寄り添いそとその悲しみに耳を傾ける。

文責:日本国際保健医療学会学生部会(jaih-s) 9期後半運営委員 加治 聡子

<助成>大阪コミュニティ財団/大阪信用金庫ふれあいスマイル基金  
共催:日本国際保健医療学会学生部会 公益社団法人日本WHO協会

## 「WHO憲章」

世界保健機関（WHO）憲章は、1946年7月22日にニューヨークで61か国の代表により署名され1948年4月7日より効力が発生しました。日本では、1951年6月26日に条約第1号として公布されました。その定訳は、たとえば「健康とは、完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない。到達しうる最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の一つである」といったように格調高いものです。しかし、現在では、表現が難しすぎるという声も少なくありませんでした。日本WHO協会では、21世紀の市民社会にふさわしい日本語訳を追及し、理事のメンバーが討議を重ね、以下のような仮訳を作成しました。

（日本WHO協会理事 中村 安秀）

THE STATES Parties to this Constitution declare, in conformity with the Charter of the United Nations, that the following principles are basic to the happiness, harmonious relations and security of all peoples:

Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.

The enjoyment of the highest attainable standard of health is one of the fundamental rights of every human being without distinction of race, religion, political belief, economic or social condition.

The health of all peoples is fundamental to the attainment of peace and security and is dependent upon the fullest co-operation of individuals and States.

The achievement of any State in the promotion and protection of health is of value to all.

Unequal development in different countries in the promotion of health and control of disease, especially communicable disease, is a common danger.

Healthy development of the child is of basic importance; the ability to live harmoniously in a changing total environment is essential to such development.

The extension to all peoples of the benefits of medical, psychological and related knowledge is essential to the fullest attainment of health.

Informed opinion and active co-operation on the part of the public are of the utmost importance in the improvement of the health of the people.

Governments have a responsibility for the health of their peoples which can be fulfilled only by the provision of adequate health and social measures.

ACCEPTING THESE PRINCIPLES, and for the purpose of co-operation among themselves and with others to promote and protect the health of all peoples, the Contracting Parties agree to the present Constitution and hereby establish the World Health Organization as a specialized agency within the terms of Article 57 of the Charter of the United Nations.

### 世界保健機関憲章前文（日本WHO協会仮訳）

この憲章の当事国は、国際連合憲章に従い、次の諸原則がすべての人々の幸福と平和な関係と安全保障の基礎であることを宣言します。

健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。

人種、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によって差別されることなく、最高水準の健康に恵まれることは、あらゆる人々にとっての基本的人権のひとつです。

世界中すべての人々が健康であることは、平和と安全を達成するための基礎であり、その成否は、個人と国家の全面的な協力が得られるかどうかにかかっています。

ひとつの国で健康の増進と保護を達成することができれば、その国のみならず世界全体にとっても有意義なことです。

健康増進や感染症対策の進み具合が国によって異なると、すべての国に共通して危険が及ぶこととなります。

子どもの健やかな成長は、基本的に大切なことです。そして、変化の激しい種々の環境に順応しながら生きていける力を身につけることが、この成長のために不可欠です。

健康を完全に達成するためには、医学、心理学や関連する学問の恩恵をすべての人々に広げることが不可欠です。

一般の市民が確かな見解をもって積極的に協力することは、人々の健康を向上させていくうえで最も重要なことです。

各国政府には自国民の健康に対する責任があり、その責任を果たすためには、十分な健康対策と社会的施策を行わなければなりません。

これらの原則を受け入れ、すべての人々の健康を増進し保護するため互いに他の国々と協力する目的で、締約国はこの憲章に同意し、国際連合憲章第57条の条項の範囲内の専門機関として、ここに世界保健機関を設立します。

グローバルな視野から健康を考え、国の内外で人々の健康増進につながる諸活動とWHO憲章精神の普及活動を展開しています。私たちの活動に賛同し、継続的ご支援頂ける方のご入会をお待ちしています。

会員種別	年会費	
正会員 個人	50,000円	
正会員 法人	100,000円	
個人賛助会員	1口	5,000円
学生賛助会員	1口	2,000円
法人賛助会員	1口	10,000円

#### ※（公社）日本WHO協会推奨商品等の禁止について

当協会では、特定の商品やサービスについてその品質性能等をWHOに関連付けて評価・認定・推奨するような活動は一切行っておりません。また、会員に対しても倫理規定を設け、当協会名を利用して消費者に誤認を与えるような商品販売・広告等の営業活動を行うことのないよう周知徹底いたしております。もし、当協会が関与したかのような事象にお気づきの場合には、事務局までご一報下さい。 公益社団法人日本WHO協会

### 機関誌 目で見るとWHO 第55号

2014 秋号 平成26年 9月10日 印刷  
平成26年 9月16日 発行

編集者 上山 直英  
発行者 関 淳一  
発行所 (公社)日本WHO協会  
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8  
大阪商工会議所ビル5F  
TEL 06-6944-1110 FAX 06-6944-1136  
E-Mail info@japan-who.or.jp  
URL http://www.japan-who.or.jp/  
印刷 大光印刷株式会社 TEL 06-6714-1441

無断転載お断りします